

上里町まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

(設置)

第1条 国における「まち・ひと・しごと創生本部」等との連携を図り、上里町の人口問題を基軸とした施策の全庁的な推進を図るため、上里町まち・ひと・しごと創生本部（以下「創生本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 創生本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 人口問題対策の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に関すること。
- (3) その他人口問題に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 創生本部は別表に掲げるものとし、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- 4 町長は、必要があると認めるときは、第1項に掲げる者のほか、町の職員のうちから本部員を指名することができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 創生本部の会議は必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

- 2 創生本部の会議は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことが

できない。

- 3 本部長は必要に応じて専門知識を有する者、その他関係する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(下部組織)

第6条 本部長は、必要に応じて創生本部の下部組織として各政策推進事業の主管課長等による政策推進専門部会等を設置することができる。

(庶務)

第7条 創生本部の庶務は、総合政策課総合政策係において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、創生本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年1月23日から施行する。